

令和5年11月1日以降適用

検 査 料 金 表



一般財団法人 新日本検定協会

目 次

検 査 料 金 表

I	料金の種類及び額	1
1	基本料金	1
1.	船体又は属具現状検査	1
2.	船体・機関の損傷原因又は状態検査	1
3.	はしけの損害検査及び遭難原因鑑定	1
4.	荷役用具類の損傷原因及び損害の調査鑑定	2
5.	船内燃料及び清水数量検定	2
6.	シフティングボードの施設検査	2
7.	船体耐航性検査	2
8.	回航検査	2
9.	船舶受渡時の検査	3
10.	船倉内の容積検査	3
11.	船倉の清掃検査	3
12.	船価鑑定	4
13.	はしけ、機帆船等の載貨重量測度又は測度表示	4
14.	タンク測度	4
15.	陸上油槽の液量検定並びに検査	6
16.	貨物の現状検査	7
17.	製品検査	8
18.	原材料検査	8
19.	見本（試料）採取	8
20.	封印及び解封検査	9
2	割増料金	11
3	諸料金	12
4	消費税及び地方消費税の加算	12
	検査別掲料金	13

検 査 料 金 表

I 料金の種類及び額

1 基本料金

種 目	基 準	金 額
1. 船体又は属具現 状検査	船体及び属具それぞれにつき 総トン数 3,000 トン以下の船舶	68,000 円
	3,000 トンを超える船舶については 1,000 トン以下を増すごとに ただし、特に手数を要したときは、その程度によ 8 割以内を割増します。	4,400 円
2. 船体・機関の損 傷原因又は状 態検査	船体及び機関それぞれにつき 総トン数 3,000 トン以下の船舶	68,000 円
	3,000 トンを超える船舶については、 1,000 トン以下増すごとに	4,400 円
	ただし、	
	① 損傷原因及び状態検査それぞれにつき申し受けま す。	
	② 損傷程度が大きいとき又は特に手数を要したとき は、その程度により 8 割以内を割増します。	
	③ 修繕費の算定をあわせ申し込みを受けたときは、次 の料金を加算します。	
修繕費算定額		
600 万円まで	79,000 円	
600 万円を超え 1,000 万円まで	105,000 円	
1,000 万円を超え 2,000 万円まで	143,000 円	
2,000 万円を超え 3,000 万円まで	182,000 円	
3,000 万円を超えるものについては、	220,000 円	
3. はしけの損害検 査及び遭難原 因鑑定	1 隻につき ただし、特に手数を要したときは、その程度により 8 割以内を割増します。	68,000 円

種 目	基 準	金 額
4. 荷役用具類の損傷原因及び損害の調査鑑定	1 件につき ただし、特に手数を要したときは、その程度により 8 割以内を割増します。	68,000 円
5. 船内燃料及び清水数量検定	(1) 油量検定(1 槽につき) (2) 清水数量検定(1 槽につき) ただし、最低料金(1 隻につき)	9,300 円 6,300 円 47,000 円
6. シフティングボードの施設検査	2 倉以下 3 倉目から 1 倉につき ただし、特に手数を要したときは、その程度により 8 割以内を割増します。	34,500 円 9,600 円
7. 船体耐航性検査	総トン数 1,000 トン以下の船舶 1,000 トンを超える船舶については、 1,000 トン以下を増すごとに ただし、特に手数を要したときは、その程度により 8 割以内を割増します。	76,000 円 9,000 円
8. 回航検査	(1) えい航検査 被えい船 1 隻につき 全 長 (イ) 50 メートル未満 (ロ) 50 メートル以上 85 メートル未満 (ハ) 85 メートル以上 100 メートル未満 (ニ) 100 メートル以上 50 メートル未満の浚渫船、起重機船等は(ロ)の料金を申し受けます。 えい航距離 150 海里以上 500 海里未満 500 海里以上 1,500 海里未満 1,500 海里以上 2,500 海里未満 2,500 海里以上 5,000 海里未満 5,000 海里以上 ただし、 ① 特に手数を要したときは、その程度により上記合計金額の 8 割以内を割増します。 ② 発電バージ、オイルリグ、フローティング・ドック等の特殊物件は上記料金にかかわらず別途協議します。	97,000 円 139,000 円 185,000 円 230,000 円 5 割増 10 割増 15 割増 20 割増 30 割増
	(2) 自力回航検査	別途委託者と協議します。

種 目	基 準	金 額	
9. 船舶受渡時の 検査	総トン数		
	3,000 トン以下の船舶	110,000 円	
	3,000 トンをこえ 5,000 トンまでの船舶	141,000 円	
	5,000 トンをこえ 7,500 トンまでの船舶	165,000 円	
	7,500 トンをこえ 10,000 トンまでの船舶	184,000 円	
	10,000 トンをこえ 12,500 トンまでの船舶	204,000 円	
	12,500 トンをこえ 15,000 トンまでの船舶	225,000 円	
	15,000 トンをこえ 17,500 トンまでの船舶	243,000 円	
	17,500 トンをこえ 20,000 トンまでの船舶	263,000 円	
	20,000 トンをこえ 25,000 トンまでの船舶	271,000 円	
	25,000 トンをこえ 30,000 トンまでの船舶	293,000 円	
	30,000 トンをこえ 35,000 トンまでの船舶	316,000 円	
	35,000 トンをこえ 40,000 トンまでの船舶	339,000 円	
	40,000 トンをこえ 45,000 トンまでの船舶	359,000 円	
	45,000 トンをこえ 50,000 トンまでの船舶	383,000 円	
50,000 トンをこえる船舶については、 10,000 トン以下を増すごとに	24,000 円		
ただし、			
① 本検査のため残油水量の検査を同時に行った場合、5 槽までは上記料金に含まれるものとし、6 槽目からは 1 槽につき右料金を加算します。	3,500 円		
② 修繕費の算定をあわせて申し込みを受けたときは、検査料金種目 2. ③の料金を加算します。			
10. 船倉内の 容積検査	(1) 船倉内積荷占有容積	1 倉につき 検定量 100 トン以下	10,600 円
		100 トンを超えるトン数に対しては、 10 トン以下を増すごとに	160 円
	(2) 倉内空積	4 区画以下	65,000 円
		5 区画目から 1 区画につき	5,000 円
11. 船倉の清掃検査	2 倉以下	65,000 円	
	3 倉目から 1 倉につき ただし、特に手数を要したときは、その程度により割以内を割増します。	13,500 円	

種 目	基 準	金 額
12. 船価鑑定	(1) はしけ (1 隻につき) ただし、特殊はしけは、(4)の料金を適用します。	65,000 円
	(2) 機帆船、汽艇、油槽はしけ (1 隻につき)	83,000 円
	(3) 汽船 (1 隻につき) 総トン数	
	100 トン以下	108,000 円
	100 トンをこえ 3,000 トンまで	132,000 円
	3,000 トンをこえ 5,000 トンまで	201,000 円
	5,000 トンをこえ 10,000 トンまで	303,000 円
	10,000 トンをこえ 50,000 トンまで	350,000 円
	50,000 トンをこえるもの	415,000 円
	(4) 作業船等 (1 隻につき)	185,000 円
	(5) 漁船 (1 隻につき) 総トン数	
	100 トン以下	127,000 円
100 トンをこえ 1,000 トンまで	162,000 円	
1,000 トンをこえるもの	198,000 円	
	ただし、特に手数を要したときは、その程度により 8 割以内を割増します。	
13. はしけ、機帆船等の載貨重量測度又は測度表示	載貨重量トン数 100 トン以下	
	はしけ	32,000 円
	機帆船等	40,000 円
	100 トンをこえるトン数に対しては、 10 トン以下を増すごとに	
はしけ	2,900 円	
機帆船等	3,900 円	
	ただし、測度と測度表示を同時に行った場合は、 3 割増とします。	
14. タンク測度	(1) 通常計測	
	(イ) 陸上油槽	
	(a) 油槽容量 (コーン型屋根及びドーム型屋根)	
	500 キロリットル以下	220,000 円
	500 キロリットルをこえ 1,000 キロリットルまで	240,000 円
1,000 キロリットルをこえ 3,000 キロリットルまで	300,000 円	
3,000 キロリットルをこえ 5,000 キロリットルまで	370,000 円	

種	目	基 準	金 額
		5,000 キロリットルをこえ 10,000 キロリットルまで	490,000 円
		10,000 キロリットルをこえ 20,000 キロリットルまで	570,000 円
		20,000 キロリットルをこえ 30,000 キロリットルまで	610,000 円
		30,000 キロリットルをこえ 50,000 キロリットルまで	690,000 円
		50,000 キロリットルをこえ 80,000 キロリットルまで	730,000 円
		80,000 キロリットルをこえ 100,000 キロリットルまで	750,000 円
		100,000 キロリットルをこえ 150,000 キロリットルまで	770,000 円
		150,000 キロリットルを超えるもの	790,000 円
		(b) 油槽容量 (浮屋根型：内部浮屋根式を含む)	
		500 キロリットル以下	240,000 円
		500 キロリットルをこえ 1,000 キロリットルまで	260,000 円
		1,000 キロリットルをこえ 3,000 キロリットルまで	330,000 円
		3,000 キロリットルをこえ 5,000 キロリットルまで	400,000 円
		5,000 キロリットルをこえ 10,000 キロリットルまで	540,000 円
		10,000 キロリットルをこえ 20,000 キロリットルまで	620,000 円
		20,000 キロリットルをこえ 30,000 キロリットルまで	670,000 円
		30,000 キロリットルをこえ 50,000 キロリットルまで	750,000 円
		50,000 キロリットルをこえ 80,000 キロリットルまで	790,000 円
		80,000 キロリットルをこえ 100,000 キロリットルまで	820,000 円
		100,000 キロリットルをこえ 150,000 キロリットルまで	840,000 円
		150,000 キロリットルを超えるもの	860,000 円
		(ロ) 特殊型油槽	
		球型タンク、枕型タンク、地下タンク及び液化ガスタンク(低温型)等の場合は、(イ)の5割増とします。	
		(ハ) 油槽船 (油槽はしけを含む。)	
		1 槽又は1 区画の容量	
		100 キロリットル以下	110,000 円
		100 キロリットルをこえ 200 キロリットルまで	150,000 円
		200 キロリットルをこえ 300 キロリットルまで	180,000 円
		300 キロリットルをこえ 400 キロリットルまで	200,000 円
		400 キロリットルをこえ 500 キロリットルまで	220,000 円
		500 キロリットルをこえ 750 キロリットルまで	240,000 円
		750 キロリットルをこえ 1,000 キロリットルまで	260,000 円
		1,000 キロリットルをこえ 1,500 キロリットルまで	270,000 円
		1,500 キロリットルをこえ 2,000 キロリットルまで	280,000 円

種	目	基 準	金 額
		2,000 キロリットルをこえ 3,000 キロリットルまで 3,000 キロリットルをこえ 4,000 キロリットルまで 4,000 キロリットルをこえ 5,000 キロリットルまで 5,000 キロリットルをこえ 7,500 キロリットルまで 7,500 キロリットルをこえ 10,000 キロリットルまで 10,000 キロリットルをこえ 15,000 キロリットルまで 15,000 キロリットルをこえるもの ただし、計測に特に手数を要したときは、その程度により 8 割以内を割増します。	300,000 円 310,000 円 320,000 円 330,000 円 350,000 円 370,000 円 390,000 円
	(2) 特殊計測	特殊な器具を使用して計測する場合は、上記(イ)、(ロ)については(イ)の料金の 10 割増以上、(ハ)については(ハ)の料金の 10 割増以上とします。	
15. 陸上油槽の液量検定並びに検査	(1) 液量検定	(イ) 1 槽の検定量につき 原油及び重油 (1 キロリットルあたり) 6.50 円 鉱油 (上記以外) (1 キロリットルあたり) 11.30 円 動・植物油、化学成品類及び液化ガス (1 トンあたり) 26.30 円 ただし、 ① 鉱油 (原油及び重油を含む。) 化学成品類及び液化ガスにつき 5,000 キロリットルをこえ 上記料金の 2 割引 10,000 キロリットルまでについては、 5,000 キロリットルをこえるキロリットル数に対し 10,000 キロリットルをこえ 上記料金の 4 割引 20,000 キロリットルまでについては、 10,000 キロリットルをこえるキロリットル数に対し 20,000 キロリットルをこえるキロリットル数については 上記料金の 6 割引 ② 化学成品類及び液化ガスについては、上記キロリットルをトンに読み替えます。 ③ 最低料金 46,000 円 (ロ) 危険物 (身体に障害を与えるおそれがあるもの。) は (イ)の 20 割以内を割増します。	6.50 円 11.30 円 26.30 円 上記料金の 2 割引 上記料金の 4 割引 上記料金の 6 割引 46,000 円

種 目	基 準	金 額	
(2) 清掃検査	<p>1 槽につき</p> <p>容量 1,000 キロリットル以下</p> <p> 鉱油</p> <p> 動・植物油及び化学成品類等</p> <p>容量 1,000 キロリットルをこえるキロリットル数に対しては、1,000 キロリットル以下を増すごとに上記料金の 3 割を加算します。</p> <p>ただし</p> <p>① 特に手数を要したときは、その程度により 8 割以内を割増します。</p> <p>② 前荷が危険物であったときは 20 割以内を割増します。</p>	<p>30,000 円</p> <p>37,000 円</p>	
16. 貨物 の 現 状 検 査	(1) 外装又は内装	<p>検査個数</p> <p>20 個以下(外装、内装それぞれにつき)</p> <p>20 個を超える個数に対しては、10 個以下を増すごとに ただし、最低料金</p>	<p>10,200 円</p> <p>1,340 円</p> <p>61,000 円</p>
	(2) 内容品	<p>検査貨物の価格の 0.7%以内とします。</p> <p>ただし、最低料金</p>	61,000 円
	(3) 裸かさ 高品、重量 品、車輛 (輸出自動 車を除 く。)等	<p>検査個数 1 個につき</p> <p>ただし、最低料金</p>	<p>7,900 円</p> <p>61,000 円</p>
	(4) 輸出貨物	<p>(イ) 自動車</p> <p> 施検台数</p> <p> 100 台まで (1 台につき)</p> <p> 101 台から 300 台まで (1 台につき)</p> <p> 301 台から 500 台まで (1 台につき)</p> <p> 500 台を超えるもの (1 台につき)</p> <p> ただし、最低料金</p> <p>(ロ) 鋼材類</p> <p> 1 トンにつき</p> <p> ただし、最低料金</p>	<p>1,000 円</p> <p>600 円</p> <p>290 円</p> <p>130 円</p> <p>61,000 円</p> <p>58 円</p> <p>61,000 円</p>

種 目		基 準	金 額
	(5) 個数によ りがたい 貨物	100 トン以下 100 トンを超えるトン数に対しては、 10 トン以下を増すごとに ただし、最低料金	16,600 円 350 円 61,000 円
	上記、(1)～(5)において特に手数を要したときは、その程度により 8 割以内を割増します。		
17. 製品検査		検査貨物の価格の 0.7%以内とします。 ただし、 ① 最低料金 ② 分析をした場合は、分析料金及びその他の付帯費を別 途申し受けます。	76,000 円
18. 原 材 料 検 査	(1) 銑鉄、鉄鋼 屑の品質 又は規格 検査	1 トンにつき ただし、最低料金	78 円 76,000 円
	(2) 非鉄金属 屑の品質 又は規格 検査	1 トンにつき ただし、最低料金	297 円 76,000 円
	(3) 木材の品 質又は規 格検査	1 トンにつき ただし、最低料金	326 円 76,000 円
	(4) その他の 原材料の 品質又は 規格検査	検査貨物の価格の 0.7%以内とします。 ただし、最低料金	76,000 円
	ただし、分析をした場合は、分析料金及びその他の付帯費は別途申し受けます。		
19. 見 本 （ 試 料 ）	(1) 鉄鉱石及 び石炭類	1 トンにつき ただし、最低料金	49 円以内 76,000 円
	(2) 非鉄鉱物	1 トンにつき ただし、最低料金	112 円以内 76,000 円
	(3) 非金属鉱物	1 トンにつき ただし、最低料金	143 円以内 76,000 円

種 目		基 準	金 額
採 取	(4) 各種金属類	1トンにつき ただし、最低料金	274 円以内 76,000 円
	(5) 食品類等	1トンにつき ただし、最低料金	141 円以内 76,000 円
	(6) 肥料類	1トンにつき ただし、最低料金	112 円以内 76,000 円
	(7) 油及び化学成品類 (液化ガスを含む)	(イ) 船舶油槽 (1槽につき) ただし、 ① 同時に3槽以上にわたり採取した場合は 3槽目から1槽につき ② 最低料金	11,100 円 7,600 円 35,000 円
		(ロ) 油槽はしけ (1槽につき) ただし、 ① 同時に3槽以上にわたり採取した場合は 3槽目から1槽につき ② 最低料金	6,100 円 4,500 円 26,000 円
		(ハ) 陸上油槽 (1槽につき) ただし、同時に2槽以上にわたり採取した場合は 2槽目から1槽につき	32,000 円 17,600 円
		(ニ) 容器入 (1個につき) ただし、最低料金	400 円 34,000 円
		(8) その他の貨物	検査貨物の価格の0.7%以内とします。 ただし、最低料金
ただし ① 特に手数を要したときは上記(1)～(8)の料金の5割増とします。 ② 危険物(身体に障害を与えるおそれがあるもの。)は20割以内を割増します。 ③ 分析をした場合は分析料金及び付帯費のほかに手数料を申し受けます。		8,000 円以内	
20. 封 印 及 び	(1) 封印検査	(イ) 本船 封印 1個につき ただし、最低料金	860 円 40,000 円
		(ロ) はしけ、機帆船 1隻につき	14,000 円

種 目		基 準	金 額
解 封 検 査		<p>ただし</p> <p>① 同時に3 隻以上を検査した場合は、 3 隻目から1 隻につき</p> <p>② 最低料金</p> <p>(ハ) 上記(イ)及び(ロ)以外 封印1 個につき ただし、最低料金</p>	<p>8,800 円</p> <p>40,000 円</p> <p>860 円</p> <p>40,000 円</p>
	(2) 解封検査	<p>封印検査料金の3 割減とします。 ただし、最低料金</p>	<p>35,000 円</p>

2 割 増 料 金

種 別	内 容	金額又は割増率	
作 業 割 増	(1) 半夜作業	16 時 30 分から 21 時 30 分までの間における作業	毎 1 時間につき 4,000 円
	(2) 深夜作業	21 時 30 分から 5 時 00 分までの間における作業	毎 1 時間につき 6,000 円
	(3) 早朝作業	5 時 00 分から 8 時 30 分までの間における作業 ただし、深夜から引続きの場合は(2)によります。	毎 1 時間につき 4,000 円
	(4) 土曜日作業 ※1)	12 時 30 分から 16 時 30 分までの間における作業	毎 1 時間につき 4,000 円
	(5) 日曜日及び 国民の祝 日・休日作 業 ※2)	(イ) 8 時 30 分から 21 時 30 分までの間における作業 (ロ) 21 時 30 分から 8 時 30 分までの間における作業	(イ) 毎 4 時間以 内につき 16,000 円 (ロ) 毎 4 時間以 内につき 24,000 円
	(6) 荒天等作業 ※3)	荒・雨・雪天時における作業又は強行作業	基本料金の 1 割増
	(7) 冬期作業	北海道地区において 12 月 1 日から翌年 3 月 31 日ま での間における作業	基本料金の 3 割増
	(8) 防波堤外作 業	防波堤外における作業又は著しく交通に不便な場所 における場合	基本料金の 5 割増以内

※1) 土曜日も半夜作業割増、深夜作業割増又は早朝作業割増を適用します。

※2) 日曜日等には半夜作業割増、深夜作業割増及び早朝作業割増は適用しません。

※3) 船倉の清掃検査には荒天等作業割増は適用しません。

3 諸 料 金

(1) 待機料金

検査のため待機した場合は、次の料金を申し受けます。

毎4時間以内につき…………… 13,978円

(2) 検査報告書発行手数料

(イ) 3通までは無料とし、4通目から写1枚につき…………… 426円

(ロ) 再発行の場合は、1枚につき…………… 856円

(ハ) サインドコピーはA及びBの5割増とします。

(3) 下記の検査料金種目につき、検査作業日数が2日以上にわたった場合は、

2日目から基本料金のほか1日につき…………… 21,807円

を申し受けます。

- 種目
1. 船体又は属具現状検査
 2. 船体・機関の損傷原因又は状態検査
 3. はしけの損害検査及び遭難原因鑑定
 4. 荷役用具類の損傷原因及び損害の調査鑑定
 6. シフチングボードの施設検査
 7. 船体耐航性検査
 11. 船倉の清掃検査
 15. 陸上輸槽の液量検定並びに検査(2) 清掃検査

(4) 個別に協議して定める料金

(イ) 基本料金表又は基本料金表の類似種目によって処理できないものについては、委託者と協議の上、料金を決定し申し受けます。

(ロ) 天災により作業員の確保が著しく困難なときは、一定の期間を限り委託者と協議の上、特別料金を申し受けることがあります。

(ハ) 本料金表に記載のない事項が発生した場合は、その都度委託者と協議の上、料金を決定し、申し受けます。

4 消費税及び地方消費税の加算

(1) 料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。ただし、免税となる取引には適用しません。

(2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

検査別掲料金

1. 事業所所在地以外の地域に出張して検査を行った場合は、旅費並びに出張料金を申し受けます。

(1) 旅費

(イ) 宿泊料（日当を含みます。） 1泊につき…………… 17,000円

(ロ) 交通費（鉄道乗車賃、乗船賃、航空賃）…………… 実費

(2) 出張料金

(イ) 往、復に要する日数 毎1日につき…………… 21,100円

ただし、出発及び帰着の日はそれぞれ…………… 13,100円

(ロ) 新市域、隣接地、特定地及び日帰り地方出張は
それぞれ毎1日につき…………… 12,000円

2. 付帯費

タクシー代、通船料及びその他の付帯費は実費を申し受けます。

3. 油及び化学製品類の保管見本については、処理費用として、基本料金のほかに

資料1個につき…………… 640円

4. 施設能率はなはだしく不良、その他で本表料金を適用し難い場合は実費を申し受けます。

以上